

許可書

株式会社 めるざさ

代表取締役 尼崎 慎吾 殿

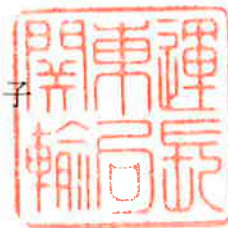
令和7年7月17日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業の経営は、裏面の条件を付し、下記のとおり許可する。

記

- 事業の種別
一般乗用旅客自動車運送事業
- 営業区域
東京都全域

令和7年9月11日

関東運輸局長 藤田 礼子



【 条 件 】

1. 許可日より6ヶ月以内に事業開始すること。
2. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ、事業計画又は事業用施設概要書の記載内容を変更してはならない。
3. 運輸開始までに加入義務者が健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険に加入すること。
4. 本許可にかかる旅客は、以下に掲げる者及びその付添人とする。
 - (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
 - (2) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (4) 上記(1)～(3)に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であつて、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
 - (5) 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者
5. 本許可にかかる使用車両及び乗務する者の要件は、以下に掲げるものとする。
 - (1) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車（車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。）を使用する場合にあつては、介護福祉士若しくは訪問介護員若しくはサービス介助士の資格を有する者又は一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了した者が乗務するよう努めなければならない。
 - (2) (1)によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあつては、介護福祉士若しくは訪問介護員若しくは居宅介護従業者の資格を有する者が乗務しなければならない。
6. 運送の引受けは営業所のみにおいて行うこと。
7. 使用する車両には、運輸支局長の定める「ハイヤー・タクシーの表示等に関する取扱い」の規定に従い車外表示を行うこと。